

宮城県公報

行 県
宮 城
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 平成五年宮城県告示第九百九号 (銃猟禁止区域の指定)の一部改正 (自然保護課) 一
- 平成十五年宮城県告示第九百九号 (指定猟法禁止区域の指定)の一部改正 (同) 一

○救急医療機関の認定 (医療整備課) 二

○保安林の指定の解除 (森林整備課) 二

○建設業許可の取消し (事業管理課) 二

○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (建築宅地課) 三

正 誤

○宮城県公報第二四六一号別冊中 三

○宮城県公報第二四八六号別冊中 三

告 示

○宮城県告示第九百八号
平成五年宮城県告示第九百三十二号 (銃猟禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十五年十一月一日から施行する。

平成二十五年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三本木銃猟禁止区域の項第一号から第三号までを次のように改める。

一 名称

三本木特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

大崎市三本木桑折地内東日本旅客鉄道株式会社東北新幹線と一級河川鳴瀬川右岸との交点を起点とし、同所から同川右岸を西進し、国道四号線との交点に至り同所から同国道を北進し、一級河川鳴瀬川左岸との交点に至り、同所から同左岸を東進し、東日本旅客鉄道株式会社東北新幹線との交点に至り、同所から同路線を南進し、起点に至る線で囲まれた区域
三 存続期間
平成二十五年十一月一日から平成四十五年十月三十一日まで(二十年間)

○宮城県告示第九百九号
平成十五年宮城県告示第九百九号 (指定猟法禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十五年十一月一日から施行する。

平成二十五年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿半島指定猟法禁止区域の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

石巻市渡波地内の万石橋左岸を起点とし、同所から万石浦南岸を東、北西、東及び北に進み東日本鉄道株式会社「石巻線」との交点に至り、同所から同線を北東進し女川町道「浦宿猪落線」との交点に至り、同所から同町道を南東進し町道「蓬田針浜線」に通じる私道との交点に至り、同所から同私道を東進し町道「蓬田針浜線」との交点に至り、同所から同町道を南東進し女川町民有林二十九林班と三十林班との交点に至り、同所から同境界線を南東進し二十九林班ろ小班群とは小班群との交点に至り、同所から同境界線を南東進し二十九林班ろ小班群とは小班群との境界線を北東進し二十九林班ろ小班群との交点に至り、同所から同境界線を南東進し二十九林班ろ小班群との境界線を南東進し二十九林班ろ小班群との境界線を東進し二十八林班と二十九林班との境界線を南及び南東進し二十八林班と二十九林班との交点に至り、同所から二十八林班と三十一林班との境界線を南及び東進し三十二林班との交点に至り、同所から二十八林班と三十二林班との境界線を東進し二十三林班との交点に至り、同所から二十三林班と三十二林班との境界線を南東進し二十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から二十三林班と三十三林班との境界線を南東進し二十三林班と三十三林班との交点に至り、同所から同境界線を南東進し女川町小乗浜と女川町高白浜の地番境との交点に至り、同所から同地番境を南東及び北東進し県道「女川牡鹿線」との交点に至り、同所から同県道を北進し女川町道「高白四号線」との交点に至り、同所から同町道を東進し女川町道「高白六号線」との交点に至り、同所から同町道を北東進し海岸線に至り、同所から海岸線を南進し女川町野々浜、塚浜、石巻市寄磯浜、谷川浜を経て石巻市新山浜地

内石巻市道「新山線」との交点に至り、同所から同市道を西進し石巻市道「谷川鬼形線」との交点に至り、同所から同市道を南進し石巻市道「鮎川新山線」との交点に至り、同所から同市道を南進し県道「石巻鮎川線」との交点に至り、同所から同県道を北西進し石巻市道「給分村一号線」との交点に至り、同所から同市道を北進し石巻市道「給分村二号線」との交点に至り、同所から同市道を北進し石巻市給分浜字給分地先の海岸線に至り、同所から海岸線を北上し石巻市小網倉、狐崎浜、萩浜を経て石巻市萩浜字田ノ上浜地内の防波堤南端に至り、同所から峯通りを南東に進み横浜山の頂点に至り、同所から更に峯通りを北東進し県道「石巻鮎川線」の稗畑石峠境界の峠に至り、同所から同県道を西進し石巻市立萩浜中学校正門前を経て、防波堤北端に通じる小径に至り、同所から同小径を南進し海岸線に至り、同所から海岸線を西及び北東進し石巻市桃浦地内石巻市道「桃浦二号線」との交点に至り、同所から同市道を南東進し県道「石巻鮎川線」との交点に至り、同所から石巻市桃浦集落と女川町大石原浜集落を結ぶ歩道を東及び北東進し石巻市と牡鹿郡女川町との境界線に至り、同所から同境界線を北及び西進し石巻市有林百五林班い小班群と百四林班は小班群との境界線に至り、同所から同境界線を南進し石巻市道「蛤浜通学路線」に至り、同所から同市道を南進し石巻市道「小竹浜蛤浜線」との交点に至り、同所から南進し海岸線に至り、海岸線を南西及び北進し渡波港を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで（一年間）

○宮城県告示第九十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十五年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
古川星陵病院	大崎市古川南町三丁目一三・五	平成二十五年十月三十日	平成二十八年十月二十九日

○宮城県告示第九百一十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市長面字須賀二九八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百一十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十五年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十五年十月十八日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類	受付年月日
株式会社エイシ ン 信二	大崎市古川清水字新今 新田八十七一	般一二十 九十六号	全部廃業 一般建設業 電気通信工業業	平成二十五年 九月十八日
有限会社小松商 事 康悦	石巻市門脇字青葉西六 十二	般一二十二 百九十九号	全部廃業 一般建設業 とび・土工工業業	平成二十五年 九月二十六日
三浦建設株式会 社 良幸	仙台市青葉区みやぎ台 三丁目二十一十八	般一二十二 百七十五号	一部廃業 一般建設業 土木工業業 建築工業業 左官工業業 屋根工業業 タイル・れんが・ ブロック工業業 鋼構造物工業業 鉄筋工業業 しゅんせつ工業業 板金工業業 ガラス工業業 塗装工業業	平成二十五年 九月十九日

防水工事業
内装仕上工事業
熱絶縁工事業
熱施工事業
建具工事業
水道施設工事業

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第九百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出者の名称

株式会社建築構造センター

二 変更後の届出者の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

- (一) 東京都新宿区新宿二丁目一番二号
 - (二) 仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号
 - (三) 福島県郡山市中町十一番五号
 - (四) 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号
 - (五) 神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番十九号
- 三 変更しようとする年月日
平成二十五年十一月一日

正 誤

○宮城県公報第二四六一号別冊中

ページ	行	正	誤
一四三	三四	漁場キ, ク, ケの位置に夜間識	漁場ウ, エ, オの位置に夜間識
一五四	三一	漁場イ, オ, カの位置に夜間	漁場ア, イ, ウの位置に夜間
一五四	四一	漁場イ, オ, カの位置に夜間	漁場イ, ウ, エの位置に夜間
一五四	五〇	漁場ウ, エの位置に夜間	漁場エ, オ, カの位置に夜間
一八六	三四	漁場ア, イ, ウ, エ, オの位置	漁場ア, イ, ウ, エ, オ, クの位置
一八六	四四	(削除)	ク 緯度38°16.41', 経度141°6.10'

○宮城県公報第二四八六号別冊中

ページ	行	正	誤
一	二九	石巻市鮎川浜丁16番地 牡鹿漁業協同組合 岩手県釜石市河石町第2地割46番地9 有限公司泉澤水産	石巻市鮎川浜丁16番地 牡鹿漁業協同組合
一	三三	本吉郡南三陸町歌津字田茂川260番地の1	本吉郡歌津町字田茂川260番地の1